



年金の問い合わせは、まず電話で！

年金相談は、社会保険事務所のほか、市役所でも行っています。

年金記録の確認など、社会保険事務所への取り次ぎも行っていますので、気軽に問い合わせ、ご相談ください。

電話で済むもの、届けが必要なものなど様々なケースがありますので、まずは電話で問い合わせてください。

【相談窓口】

本庁保健年金課 ☎ 0956 - 72 - 1111

福島支所市民福祉課 ☎ 0955 - 47 - 3111

鷹島支所市民福祉課 ☎ 0955 - 48 - 3111

【持参するもの】

印鑑、年金手帳（受給者は年金証書）

「年金時効特例法」が施行されました

今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限って支給となっていました。平成19年7月6日の「年金時効特例法」の施行に伴い、これからは、年金記録の訂正による年金の増額分（時効消滅した分を含む）を、ご本人または、遺族の人へ全額支給できるようになります。

【対象者】

★すでに年金記録が訂正されている人

- ①年金記録の訂正により年金額が増えた人
- ②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金が支給された人
- ③①や②に該当する人が亡くなっている場合には、そのご遺族

★今後、年金記録が訂正される人

今後、年金記録が訂正された結果、①～③と同様に年金額が増える人

【必要な手続き】

★年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている人

東京の社会保険業務センターから、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙が送られてきます。

★今後、年金記録が訂正される人

記録訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。自動的に5年を経過した分の年金額も支払われます。

※手続きから支給までの期間は、2～3か月かかります。支給の前には、審査結果・振込等の通知書が届きます。

10月は「臓器移植普及推進月間」です —あなたの意思で助かる命があります—

私たちの体は、日常生活の中で機能が低下したり、事故や病気で機能を失うことがあります。このための様々な治療法もありますが、臓器の機能が停止すると薬や機械で補うことは大変難しくなり、場合によっては生命を維持する事ができなくなることもあります。

臓器移植とは、心臓や肝臓、肺、腎臓など、生命を維持するために重要な役割を果たしている臓器が、正常に働かなくなった時、臓器提供者から摘出提供された健康な臓器と入れ替えて、機能を回復させる治療法です。

日本でも平成9年10月に「臓器の移植に関する法律」が施行され、脳死での臓器提供による移

植が可能になりました。脳死と判定された人が臓器移植を行うには、「臓器提供意思表示カード」など書面によるご本人（15歳以上）の生前の意思表示と、家族の承諾の両方が必要です。

「臓器提供意思表示カード」には、臓器を提供する意思も提供しない意思も表示できますので、記入と携帯をお願いします。

